

女性の小口創業を支援（新創業融資制度の拡充）

■ 制度拡充のポイント

創業2期末満の方が無担保・無保証人でご利用いただける融資制度（新創業融資制度）について、女性の小口創業を支援するため、300万円以内に限り、経験や雇用等の要件を撤廃する特例を設けます。

■ 制度概要（下線部分が拡充した部分）

	新創業融資制度	女性小口創業の特例 （注）
対象要件	次のいずれかに該当する方 ・雇用創出を伴う事業を新たに営もうとする方 ・現に雇用されている企業に6年以上勤務し、同一業種で事業を新たに営もうとする方 等	撤 廃
自己資金要件	創業資金総額の1/10以上 （一定年数の勤務要件等を満たす場合は、撤廃）	同 左
貸付限度	3,000万円（うち、運転資金 1,500万円）	300万円
貸付(据置)期間	各貸付制度に規定する貸付(据置)期間	同 左

（注）26年度補正予算に伴う制度拡充に併せて拡充したもの（平成27年2月16日より取扱いを開始）